サイバー戦入門 その7 -サプライチェーン・リスクー

三村 守(防大情報工学科)

1 はじめに

調達のグローバル化やオープン化に伴い、一般競争入札によって物品の調達が 行われる機会が増えてきている。一般競争入札では、一定の条件さえ満たしてい れば、原則としてどのような企業でも入札に参加することが可能である。一般競 争入札がきちんと機能した場合には、調達の公平性を確保しつつ、合理的に低コ ストで調達を実施することが可能である。しかしながら、一般競争入札では、調 達の仕様さえ満たしていれば、あとは価格だけですべてが決まってしまうという 価格至上主義の側面が指摘されることもある。情報システム等の大規模で複雑な 調達においては、必要な要件を詳細に仕様に落とし込むのは非常に困難である か、あるいはとてつもなく労力を必要とする場合が多い。また、あまり仕様を細 かく記載してしまうと、製品が限定されて入札に参加できる企業が少なくなって しまう。これが故意に特定の製品となるように実施された場合には、調達の公平 性が損なわれてしまう。したがって、本当に必要な要件だけを記載した理想的な 仕様を作成するのは、現実的には不可能である場合が多い。そのため、故意に低 価格で落札し、最低限の仕様を満たした劣悪な製品を納品するといったいわゆる サプライチェーン・リスクの問題が浮上するようになった。最低限の仕様を満た した製品を納品するのは、落札した企業にとっては合理的な活動である。しかし ながら、この調達の盲点が悪用された場合には、さらに深刻な事態を引き起こす 可能性が指摘されるようになった。例えば、情報通信機器等の調達においては、 その内部に不正な機能を埋め込んだチップを埋め込み、不正アクセスのためのバ ックドア」を設置するといったことが可能である。実際に、中国製のコンピュー タ、スマートフォン、家電等からは、不正なバックドアの機能が発見されたとい うニュースを目にする機会が増えてきている。2013年7月には、英国の情報 機関が中国のLenovo社のコンピュータからバックドアが発見されたことを 公表している。これに対し、米国製のネットワーク機器等の製品においても、出 荷後にバックドアの機能が埋め込まれていることが、元NSA2の職員であるスノ ーデン氏に暴露されて話題となった。また、WikiLeaks³が暴露したCI

¹後から不正アクセスを実施するための裏口

²NSA (National Security Agency) アメリカ国家安全保障局

³Julian Paul Assange 氏が設立した匿名で政府、企業、宗教等に関する機密情報を公開するウェブサイト

A⁴の秘密文書⁵によると、ネットワーク機器の未知の脆弱性を把握しているにもかかわらず、修正のための積極的な措置をとっていないことが推測される。未知の脆弱性は、バックドアとして利用することが可能なためである。しかも、脆弱性は故意に作成したか否かの判断が難しいため、仮に発見されたとしても言い逃れが可能である。このような背景もあり、各国は情報通信機器等の調達の安全審査の基準を厳格化するとともに、相手国の製品を使用しないように規制を強化するようになった。このように、サプライチェーン・リスクは、国家主体の大規模なサイバースパイ活動や、さらには重要施設等へのサイバー攻撃に密接に関係している。したがって、サイバーセキュリティの文脈におけるサプライチェーン・リスクの問題は、もはや国家の安全保障を考える上での重要な要素となっている。

「サイバー戦入門 ーサイバー攻撃の技術的仕組みと対策ー」では、サイバー攻撃とは何かを理解するために必要な基本的な仕組みを、技術的な観点から体系的に解説することを試み、「サイバー戦入門 その2 ーサイバー戦の概念と作戦ー」ではサイバー戦の概念とサイバー作戦の種類について平易に解説することを試みた。その3からは、サイバー戦に関する各トピックスをより掘り下げて平易に解説することを試みている。本稿では、サプライチェーン・リスクをとりあげる。以下、第2節ではサプライチェーン・リスクの具体例を挙げ、第3節ではサプライチェーン・リスクの概要について説明する。第4節および第5節では、その対策について説明し、第6節ではサプライチェーンの応用した監視システムに触れる。最後にまとめと今後の課題について述べる。

2 サプライチェーン・リスクの具体例

(1) ハードウェアの事例

公表された最初の事例としては、2012年にイギリスの研究者らがイギリス情報局保安部、NSA⁶等の依頼を受け、中国製のシリコンチップを調査した事例が挙げられる。ケンブリッジ大学の研究者らは、シリコンチップ内の未知のバックドアを発見し、その秘密の鍵を抽出することに成功している⁷。この鍵を使用してチップにアクセスすることができれば、そのチップを使用不能にしたり、あるいは機能を改変したりすることが可能であるとされている。これらのチップは、武器、誘導、飛行制御、情報通信等の軍事製品や、原子力発電、航空宇宙、公共交通等の産業で使用されている。以後、様々なハードウェアにおいてバックドア等の不正な機能が発見されるようになった。

⁴CIA (Central Intelligence Agency) アメリカ中央情報局

⁵Vault 7: CIA Hacking Tools Revealed

⁶ NSA (National Security Agency) アメリカ国家安全保障局

⁷Sergei Skorobogatov and Christopher Woods (2012). "Breakthrough silicon scanning discovers backdoor in military chip"

2013年10月にはロシアにおいて、中国から輸入したアイロンから不正なチップが発見された。このチップは、半径200mのパスワードが設定されていない無線LANに接続し、マルウェアを送信するように設計されていたとのことである。なお、類似のチップは中国製の携帯電話、自動車、カメラ等からも発見されており、スパムメールの送信等に利用されていたのではないかと考えられている。2013年11月には、韓国のLG社製のスマートテレビにおいて、利用者の意思にかかわらず、閲覧した番組やUSBメモリのファイル名を外部に送信していることが発覚した。このようなネットワークを介した不正な機能は、ハードウェアを直接解析する環境を保有していなかったとしても、ネットワークを傍受することで解析することが可能である。

2017年3月には、中国製のネットワーク機器に隠しアカウントがあり、遠隔でアクセス可能となるバックドアあるいは脆弱性があることが公表された ®。ネットワーク機器に関しては、米国の製品についても情報機関等が脆弱性を認識しているにもかかわらず、あえて積極的に修正しない場合があることが確認されている。このようなバックドアは、意図して設置したバックドアなのか、意図せずできてしまった脆弱性かの判断が難しい場合が多い。

2017年5月には、HP⁹社製のノートパソコンおよびタブレット端末において、キーロガー¹⁰が発見された。このキーロガーは、オーディオチップを開発したConexant 社のデバイスドライバに含まれており、利用者が入力したキーボードの入力内容を秘密裏に収集していた。この事例では収集した内容を外部に送信する機能は確認されていないが、他の手段と組み合わせることにより、パスワード等の機密情報が摂取される可能性が指摘されている。

2019年12月には、オークションでハードディスクの落札者がデータを 復元したところ、神奈川県の公文書情報とみられるデータが発見される事件が 発生した。出品者は廃棄業者の元社員であり、本来は破壊すべきハードディス クをオークションで転売していた。ハードディスクは暗号化されておらず、破 壊手段の指定や立会による確認も実施されていなかった。このように、サプラ イチェーン・リスクは納品時だけでなく、運用から破棄までの一連のライフサ イクルに影響する。

(2) スマートフォンの事例

2014年3月には、韓国のサムソン社のAndroid搭載スマートフォンであるGalaxyシリーズにおいて、保存されているファイルの読み込み、書き込み及び削除を可能とするバックドア機能が組み込まれていることが発見された 11 。

10 利用者のキーボードの入力内容を秘密裏に記録するソフトウェア

⁸Neil Kettle (2017). "Undocumented Backdoor Account in DBLTekGoIP"

⁹ HP (Hewlett-Packard)

¹¹Paul Kocialkowski (2014). "Replicant developers find and close Samsung Galaxy backdoor"

2014年春には、中国のPLA¹²の元軍人が設立したHuawei(華為技術)社をはじめ、Lenovo社、Xiaomi(小米)社等のスマートフォンに、あらかじめ利用者の個人情報、位置情報、メール、通話等を監視する機能が組み込まれており、同機能を取り除くことは不可能であることが確認された。さらに2014年7月には、米国のApple社製のiOS¹³において監視用と思われるバックドアが発見された ¹⁴。このバックドアはファームウェアに組み込まれており、暗号化機能をバイパスして端末の個人データにアクセスすることを可能としている。

2016年8月には、中国のFoxconn (鴻海) 社製のAndroid 端末のファームウェアにおいてバックドアが発見された ¹⁵。このバックドアはメンテナンス用と思われるが、第三者が悪用した場合には、認証を回避して端末にアクセスすることが可能である。

2016年11月には、中国のBLU社製のAndroid搭載スマートフォンにおいて、通話記録や個人データを中国のサーバに無断で送信する機能が組み込まれていることが確認された¹⁶。この機能が組み込まれたスマートフォンやスマート機器は7億個以上に及び、そのほとんどはHuawei社やZTE(中興通訊)社製であるとされている。さらに、管理者権限で任意のプログラムを実行可能な機能が、ファームウェアに埋め込まれていることも確認されている。

2017年4月には、スマートフォンやタブレットに使用されるBroad com社製のWifiチップに、遠隔から任意の命令を実行できる脆弱性が見つかった 17 。このチップは,iPhoneやiPadなどのiOS搭載製品、Nexusシリーズ、Galaxyシリーズ等、広範囲で使用されている。この脆弱性を使用すれば、同一のWifiネットワーク内にある端末の制御を奪うことが可能である。

2018年3月には、中国のHuawei社、Xiaomi社、韓国のSamsung社等のAndroid搭載スマートフォンにおいて、RottenSysと呼ばれる不正に広告を表示するマルウェアがインストールされていることが確認された 18 。このマルウェアはSystem Wi-Fi Serv

¹²PLA (People's Liberation Army) 中国人民解放軍

¹³iphone、ipod、ipad 等のほとんどの端末で採用されている OS

¹⁴Jonathan Zdziarski (2014). "Identifying Back Doors, Attack Points, and Surveillance Mechanisms in iOS Devices"

¹⁵Jon Sawyer (2016). "Pork Explosion Unleashed"

¹⁶Matt Apuzzo and Michael S. Schmidt (2016). "Secret Back Door in Some U.S. Phones Sent Data to China, Analysts Say"

¹⁷Gal Beniamini (2017). "Over The Air: Exploiting Broadcom's Wi-Fi Stack"

¹⁸ Feixiang He et al. (2018). "RottenSys: Not a Secure Wi-Fi Service At All"

iceという名称に偽装されており、不当なアクセス権限を要求し、指令サーバから追加のプログラムをダウンロードして実行する。

このように、スマートフォンは、主にファームウェアやアプリケーションに 不正な機能を埋め込むことにより、個人情報や機密情報の窃取に積極的に活用 されている。

(3) ソフトウェアの事例

2013年12月には、Baidu IME¹⁹およびSimeji²⁰というソフトウェアが、利用者の同意なしに入力した情報を外部に送信する機能を有していることが発覚した。これは、入力内容を外部のサーバで共有して変換の質を改善したり予測したりするクラウド入力と呼ばれる機能に起因しており、機密情報が外部に流出する可能性が指摘されている。

出荷時のパソコンにあらかじめインストールされたソフトウェアにバックドアの機能が埋め込まれた例としては、2014年に出荷されたLenovo社製のパソコンが挙げられる。これらのパソコンには、Superfish を呼ばれるソフトウェアがあらかじめインストールされており、暗号化された通信を解除できてしまったり、不審なサイトを信頼させてしまったりするという脆弱性をかかえていた。そのため、Superfish もは手の込んだバックドアではないのかという指摘がなされている。

より深刻な例としては、2015年にロシアのカスペルスキー社のウイルス対策ソフトを経由し、NSAの職員のパソコンから機密情報が流出したとされる事案が挙げられる。この報道に対しカスペルスキーは、当該パソコンはすでにマルウェアに感染していたとされる中間報告 22 を公表しているが、真偽のほどは定かではない。2017年9月には、米政府機関は同製品の使用を禁止する措置を取り、12月には英政府機関でも同様の措置を取っている。

(4) ソフトウェアのアップデートによる事例

2013年6月には、韓国においてSimDiskと呼ばれる正規ソフトウェアのインストーラが改変され、ソフトウェアの自動更新機能を悪用して不正なWebサイトに接続する機能が確認された²³。SimDiskはファイル共有機能やオンラインストレージを提供する正規のWebサイトである。この事例では、攻撃者はこの正規のWebサイトを改ざんし、改変したインストーラを設置している。改変したインストーラは、ソフトウェアの自動更新機能によりユーザの端末にインストールされ、不正なWebサイトに接続させる。

¹⁹中国の Baidu 社が開発したパソコンにおいて日本語を入力するためのソフトウェア

²⁰中国の Baidu 社が開発した Android 端末において日本語を入力するためのソフトウェア

²¹Visual Discovery というソフトウェアの通称であり、広告を表示する機能を有する。

²² Kaspersky (2017). Preliminary results of the internal investigation into alleged incidents reported by US media

²³ Trend Micro (2013). "Compromised Auto-Update Mechanism Affects South Korean Users"

2018年7月には、韓国で遠隔支援ツールの電子証明書が窃取され、そのツールの更新プロセスを悪用してマルウェアを配布する攻撃が確認された²⁴。遠隔支援ツールは、利用者のトラブルの解決を遠隔からリアルタイムで支援するためのツールであり、通信、画面共有、遠隔操作等の機能を有している。改ざんされた更新サーバは、特定の範囲のIPアドレスからアクセスされた場合にのみ不正ファイルを配信するように設定されており、特定の企業のみを攻撃対象としていたことが推測される。

2019年3月には、台湾のASUS社のLive Updateの自動更新機能を利用して、2018年6月から11月の間にマルウェアが配信されていたことが判明した 25 。Live UpdateはASUS社のコンピュータに事前にインストールされているアプリケーションであり、ハードウェア固有のアプリケーションの自動更新に使われている。

(5)諸外国の規制

サプライチェーン・リスクに関する諸外国の規制については、具体的な事例 が公表される以前から実施されている。2000年代中旬、英国の研究機関が Lenovo社製のコンピュータのハードウェアやファームウェアにおいて、 コンピュータを外部から制御可能とする脆弱性を発見したことから、Leno v o 社製のパソコンを使用しないように注意喚起がなされたとされている。2 006年5月には、米国務省がLenovo社から購入したパソコンを、機密 を取り扱わない部署のみで使用すると発表した。2010年11月には、イン ド政府が一部の中国製の情報通信機器について、安全検査を厳格化する措置を とった。これに対して2010年11月には、Huawei社は第3者による 製品の独立した評価を可能とする組織を設立した。しかしながら、2011年 11月には、米下院情報委員会が、Huawei社およびZTE社をスパイ疑 惑で調査している。2012年3月には、豪政府が通信網の敷設事業の入札に ついて、Huawei社の応札を拒否した。さらに2012年10月には、米 下院情報委員会は、Huawei社およびZTE社の製品を政府機関から排除 するように提言した 26。フランス、オーストラリア、カナダ、インド、台湾等 でも同様の動きがみられ、注意喚起がなされている。2013年3月には、米 国にて中国政府に関係する企業が製造した情報システムの政府機関への導入を 禁止する法律が制定され、同4月にはHuawei社は米国市場からの撤退を 表明した。2013年7月には、英国の情報機関が中国のLenovo社のコ ンピュータからバックドアが発見されたことを公表した。これに対し2014

²⁴ Trend Micro (2018). "Supply Chain Attack Operation Red Signature Targets South Korean Organizations"

²⁵ Kaspersly (2019). "Operation ShadowHammer"

²⁶House Permanent Select Committee on Intelligence (2012). "(Investigative Report on the U.S. National Security Issues Posed Chinese Telecommunications Companies Huawei and ZTE"

年5月には、中国政府は米マイクロソフト社製のOS²⁷であるWindows8を政府機関から排除するとともに、情報通信機器やサービスに関する安全審査制度を導入した。わが国においては2014年5月、政府機関統一基準²⁸にサプライチェーン・リスク対策の強化に関する事項がはじめて追加された。さらに、翌2015年5月には、外部委託等における情報セキュリティ上のサイプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書が作成された。2018年8月には、米国においてHuawei社およびZTE社の製品を政府機関およびそれにかかわる企業が利用することが禁止された²⁹。これに呼応するように、オーストラリア政府は次世代通信規格の無線ネットワークへの参入禁止をHuawei社に通告している。わが国においても、Huawei社およびZTE社を情報システム導入時の入札から除外することを検討している。また、ロシアについても同社の通信設備に対する輸入規制を検討している。

3 サプライチェーン・リスクの概要

(1) サプライチェーン・リスクとは?

サプライチェーン・リスクとは、本来は物品の調達から廃棄までのサプライ チェーンの全般において想定される脅威のことである。例えば、2011年3 月に発生した東日本大震災において、被災のために現地の工場での生産が停止 したため、物品の調達が不可能となり、事業の継続が困難になってしまうこと などもこれに含まれる。サプライチェーン・リスクは、サイバーセキュリティ の文脈においてはより限定的な意味を持つ。すなわち、情報通信機器等の調達 において、不正なバックドア等の機能を埋め込まれた機器を納品されるリスク のことを指す場合が多い。情報通信機器とは、主に情報システムや通信機器の ことであり、これらはコンピュータ等のハードウェアや、アプリケーション等 のソフトウェアから構成される。これらの情報通信機器を構成するハードウェ アやソフトウェアは、共通の仕組みで動作する民生品で構成されることが多い ため、インターネットを経由した不正アクセスのためのバックドア等を埋め込 むことが可能である。具体的には、ハードウェアを意図的に不正改造したり、 情報システムやアプリケーションに不正なプログラムを埋め込んだりする等、 発注者の意図しない変更を攻撃者が加えることにより、機密情報等を窃取する 脅威が想定される。さらに、今日では情報通信機器以外にも、無人機、家電等 のあらゆる機器がスマート化しており、いわゆる I o T 30機器が急速に普及して きている。IoT機器や組み込み機器には、ファームウェアと呼ばれる機器を

²⁷OS (Operating System)

²⁸内閣サイバーセキュリティセンター(2014). 「政府機関の情報セキュリティ対策のための 統一基準(平成26年度版)」

²⁹ John S. McCain (2018). H.R.5515, National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019

³⁰loT (Internet of Things) モノのインターネット

制御するためのソフトウェアが組み込まれている。そのため、サイバーの文脈 におけるサプライチェーン・リスクの範囲は、もはや情報通信機器に限らず、 あらゆる電子機器に対象が拡がりつつある。

(2) 不正な機能の追加手法

次に、不正な機能の追加手法に関して、ハードウェアとソフトウェアに分類 してその違いを考察する。不正な機能の追加に関するハードウェアとソフトウェアの特徴を表1に示す。

表1:不正な機能の追加手法に関するハードウェアとソフトウェアの特徴

	改ざんの 可否	必要な環境	実施主体
ハードウェア	困難	高	製造業者か国家
ソフトウェア	可能	低	誰でも可能

ハードウェアの場合には、一般的に改ざんが困難であるため、製造工程において不正な機能を埋め込む必要がある。製造工程においては、はじめから不正な機能を有するチップを基板に埋め込む手法が考えられる。製造後の製品に不正な機能を追加するためには、新たに基板等を追加することになる。さらに、この基板の作成と追加のためには、その内部の信号等の仕様を熟知し、かつ基板を製造するための設備が必要である。

このように、ハードウェアの場合には、作成のための環境を構築する敷居も高い。そのため、製造工程に関与するか、あるいはその機器の内部の構成に熟知していなければ、不正な機能を埋め込むことは難しい。そのため、ハードウェアに不正な機能を埋め込むことができる能力を有する主体は、非常に限られている。実質的には製造工程に関与する業者か、あるいは国家に限られてくるのではないかと考えられる。

ソフトウェアの場合には、改ざんが容易であるため、不正な機能を追加することも容易である。ソフトウェアのソースコード ³¹を保有している場合には、単純にそのソースコードにその言語で記述したバックドア等の不正な機能を追加すればよい。ソースコードを保有しておらず、実行形式のファイル ³²のみ保有している場合には、その機械語を専用のソフトウェア等を用いて解析する ³³ 必要がある。専用のソフトウェアを用いてソースコードに逆変換できる ³⁴場合には、ソースコードを保有している場合と同様に容易に追加することが可能となる。例えば、スマートフォンのプラットフォームであるAndroidのアプリケーションについては、容易にソースコードに逆変換することが可能であ

³¹ソフトウェアの開発時に人間が読みやすい形式で記述する文字列

³²コンピュータで実行できる形式にコンパイル (変換) されたファイル

³³リバース・エンジニアリングと言う。

³⁴逆コンパイルと言う。

る場合が多い。ソースコードに逆変換できない場合には、機械語と1対1に対応した命令群に変換35して内容を解読し、機械語で記述したバックドア等の不正な機能を追加することが可能である。この手順を自動化し、正規のアプリケーションに見せかけたトロイの木馬36を生成するツールも確認されている。

(3) サプライチェーン・リスクの全体像

内閣サイバーセキュリティセンターが作成した手引書 ³⁷によると、サプライチェーン・リスクの全体像は図1に示すとおりである。

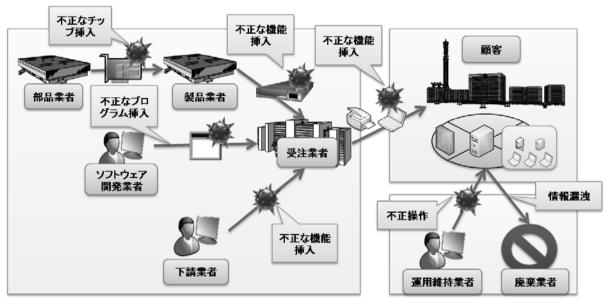


図1:サプライチェーン・リスクの全体像

一般に、情報システム等の大規模で複雑な調達においては、受注業者(S I 38)が一括して契約を受注し、顧客に情報システム等の製品を納品する。この時、納品物である情報システム等に、不正な機能が挿入されている可能性が考えられる。さらに、受注業者は情報システムの構築に必要なハードウェア、ソフトウェアおよびサービスを他社に発注する。ハードウェアに関しては、この時に製品業者から納品される製品に不正な機能が挿入されている可能性が考えられる。さらに、その製品の製造業者は、製造に必要な部品を部品業者に発注する。この時も同様に、部品業者から納品される部品に不正なチップが挿入されている可能性が考えられる。ソフトウェアに関しては、ソフトウェアの開発業者から納品されるアプリケーションに、不正なプログラムが挿入されている可能性が考えられる。その他のサービスについても同様に、何らかの納品物に不正な機能が挿入されて

³⁵逆アセンブルと言う。

³⁶正規の製品に見せかけた不正な機能を有するプログラム

³⁷内閣サイバーセキュリティセンター (2015). 「外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書」

³⁸SI (System Integrator)システム構築を業務とする企業の総称

いる可能性が考えられる。このように、サプライチェーン・リスクの影響は顧客 である発注者だけでなく、SI等のサプライチェーン上にあるすべての業者に及 ぶ。

さらにサプライチェーン・リスクの問題は、情報システム等が納品された後にも影響する。情報システムの調達においては、その後の情報システムの運用や維持管理についても役務契約を締結する場合がある。その場合には、運用維持業者が施設内に立ち入ることになる。また、保守作業等のために一時的な立ち入りを必要とする場合もある。このような部外者により、情報システムが不正に操作され、不正なプログラムが挿入されてしまう可能性がある。

情報システム等の破棄においては、廃棄業者がドキュメントの処分やハードディスク等の記憶媒体の消去を適切に実施せず、機密情報が漏洩してしまう可能性もある。

4 技術的な対策

(1) ハードウェアの場合

ハードウェアに埋め込まれた不正な機能については、発見は非常に困難である。これは、作成のための環境構築の敷居が高いことにも関係している。

ハードウェアに埋め込まれた不正な機能を検出する手法としては、元の回路と電流値や回路の遅延を比較する手法、信号確率が低いノードを活性化する手法、監視のための回路を実装する手法等が提案されている。これらの対策手法は、不正な機能がある特別な条件下で起動することが多いという特徴に基づいている。そのため、このような特徴を有しない不正な機能を検出することは困難である。また、このような対策手法を実施するためには、特別な設備を必要とするだけでなく、追加のコストや時間も必要となる。さらに、ある条件が閾値を越えると動作するようなアナログ的な手法をトリガーとする非常に巧妙なバックドアも作成可能であることが示されている39。

したがって、サプライチェーン・リスクの対策として、すべてのハードウェアを技術的に調査するのは現実的とは言えない。

(2) ソフトウェアの場合

ソフトウェアの場合には、高度なスキルを必要とする場合もあるが、特別で 入手困難な機材を必要としないため、ハードウェアと比較すると容易に不正な 機能を追加することが可能である。そのため、対策についても昔から考慮され ている。最も一般的かつ容易な対策は、当該ソフトウェアとオリジナルのソフ トウェアのハッシュ値 ⁴⁰を比較することにより、改ざんの有無を検知すること

³⁹Kaiyuan Yang, Matthew Hicks, Qing Dong, Todd Austin and Dennis Sylvester (2016). "A2: Analog Malicious Hardware"

⁴⁰ソフトウェアの指紋のようなものであり、その値が一致すれば両者が同一であることが確認できる。

である。この手法においては、オリジナルのハッシュ値が正しいことを前提と している。したがって、このオリジナルのハッシュ値は、信頼できる確実な情 報源から入手することが重要である。また、高度なスキルさえ保有していれ ば、ソフトウェアを解析することにより、不正な機能が埋め込まれているかど うかを調査することも可能ではある。しかしながら、このような調査は時間と の戦いである。あらかじめ、何らかのヒントがない場合には不正な機能の発見 は難しく、完全な調査には非常に時間を要する場合が多い。例えば、あるアプ リケーションに不正な機能が混入されていることが疑われる場合、そのソース コードを納品させていれば、そのソースコードを解読して調査を実施すること が可能である。ここで、その不正な機能がバックドアであると判明している場 合、ネットワークに関係する機能を重点的に調査すれば良い。このようなヒン トがない場合には、何らかの見当をつけ、分析者の直感と経験に基づいて調査 せざるを得ない。したがって、その精度は分析者の能力に大きく依存する。ソ ースコードを納品させていない場合には、専用のソフトウェアを用いてソース コードに逆変換するか、あるいは難しい場合には機械語に逆変換して解析を実 施することになる。機械語を解析する場合には、この作業はさらに難解とな る。納品されたソースコードを調査する場合には、納品された実行ファイルが 確かにそのソースコードから生成41されたことを確認することも重要である。 なぜならば、攻撃者が実行ファイルを置き換える可能性があるためである。こ の作業は、ソースコードから生成した実行ファイルと納品された実行ファイル を比較することで、容易に実施することが可能である。

このように、ソフトウェアの場合においては特別な機材を必要としないが、 不正な機能がないことを確認するには高度なスキルと多大な労力を要する。そ のため、ソフトウェアの場合においても、サプライチェーン・リスクの対策と して、すべてのソフトウェアを調査するのは現実的とは言い難い。

5 現実的な対策

(1)管理体制の確認

サイバーセキュリティにおけるサプライチェーン・リスクの技術的な対策は、ハードウェアの場合は特に困難であり、すべての調達品に適用するのは現実的ではない。そこで、調達時に仕様書等でサプライチェーン・リスクを含めた管理体制を要求し、その実効性を確認することが現実的な対策となる。

例えば、企画段階においては、サプライチェーン・リスクを含めた情報セキュリティ対策の管理体制を明示させ、必要な場合に監査を実施できるようにして透明性を確保する。調達や構築時には、そのような管理体制が整っており、従事者の身元や専門性を証明する情報や、インシデントに関する対応や再発防止策を開示できる事業者を選定する。また、再委託を禁止する場合にはその旨

⁴¹コンパイルと言う。

を明示し、禁止しない場合にも委託元の許可を得ることを要件とする。運用・保守や廃棄等の場合には、情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、実施手順を定めて遵守させる。

このような対策は、事業の効率とトレードオフの関係にあり、両者のバランスをとることが重要である。また、従事者の身元や専門性を証明する情報については機微な情報となる可能性があるため、どこまで踏み込むかについては慎重に考慮する必要がある。したがって、現実的には顧客と受注業者間の信頼関係の問題に帰属する可能性がある。そのため、過去の実績等も考慮し、普段から良好な信頼関係を構築しておくことは重要である。しかしながら、調達の公平性が損なわれないように十分に留意する必要がある。

(2) 多層防御

調達における仕様書等における対策は、本質的には顧客と受注業者間の信頼 関係の問題である。したがって、十分なセキュリティ対策を実施してしたとし ても、攻撃側が高度な手法を用いた場合には、バックドア等の不正な機能を発 見できない可能性はある。また、人為的なミスあるいは故意により、セキュリ ティ対策が機能しない場合もあり得る。

そこで、調達品において何らかの不正な機能が発見されたとしても、その部分を分離し、他の階層で防御することができる多層防御の体制を構築しておくことが重要である。その調達品が重要な機能をはたす場合には、代替の機能を他社製品で構築することも一案である。

6 監視システム

サプライチェーン・リスクのより大規模な事例としては、世界規模で通信内容を傍受(盗聴)する監視システムの存在が挙げられる。これらは、通信経路を構成する機器やソフトウェアを受注する業者であれば、それらに不正な機能を追加することで構築することが可能である。インターネットや携帯電話網のような誰もが利用する通信経路であれば、その影響範囲はより広くなる。監視システムの表向きの必要性は犯罪やテロの捜査であるが、国家のインテリジェンス活動において非常に有益である点は否定できない。

(1) 米国の監視システム

米国の代表的な監視システムとしては、2013年にスノーデン氏によって暴露されたPRISMやXKeyscoreが挙げられる。

PRISMは米国の国家安全保障局 ⁴²が 2007年から運用する監視システムであり、マイクロソフト、Google、Facebook、Apple、YouTube等のサービスから、利用者のメール、文書、画像、通信記録等を収集して監視している。この監視プログラムでは、これらの人気サービスのすべての利用者が監視対象となる。したがって、これらのサービスを利用しな

⁴² NSA (National Security Agency)

ければ、監視システムの影響を受けることはない。しかしながら、これらのサービスは非常に利便性が高いため多くの人々が利用しているため、完全に利用を停止することは困難である。

XKeyscoreも国家安全保障局が運用する監視システムであり、通信内容や検索エンジンに入力された単語等が傍受できるとされている。その情報源は、在外米国大使館および領事館、他国が利用するデータ処理衛星からの傍受、海底ケーブルの盗聴、同盟国の施設で収集した電波等であると考えられている。

このように、米国の監視システムの多くは世界規模であり、その情報は主にファイブアイズ ⁴³と呼ばれる同盟国で活用されている。

(2) 中国の監視システム

中国の監視システムとしては、1998年から運用されているグレート・ファイアウォール(金盾) ⁴⁴が知られている。グレート・ファイアウォールは中国本土(香港とマカオを除く。)のインターネット検閲システムであり、通信の傍受だけでなく、政府に都合が悪い特定の用語を含む通信の遮断も実施している。また、インターネットを完全に遮断する機能も有している。

2015年4月には、Great Canon 45 と呼ばれるサイバー攻撃に用いられる機能の存在も確認されている。Great Canonでは、傍受した通信を改ざんして乗っ取る中間者攻撃が可能であるとされている。さらに、その通信元に悪意あるコンテンツを送付して実行させることで、サイバー攻撃を実施させることも可能であると考えられている。2015年3月に発生したGitHub 46 と呼ばれるサイトへのDDoS攻撃では、グレート・ファイアウォールを回避する技術に関する文書の閲覧を妨害するために、この機能が用いられと考えられている。

さらに近年では、 PLA^{47} と深いつながりがあるとされるHuawei社が、各国の次世代通信網である $5G^{48}$ の基地局や機器を受注しようと画策している。このように、中国の監視システムはもともと国内を監視する用途で運用されてきたが、その対象を世界に広げようとする試みが見え隠れするようになってきている。

(3) その他の監視システム

その他の国家規模の監視システムとしては、ロシアのSORMが挙げられる。SORMは1995年から運用されているロシア国内の電話、インターネ

⁴³ 米国、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの諜報機関の協定

⁴⁴ Wired (2015), "The Great Firewall of China"

⁴⁵ The Citizen Lab (2015). "China's Great Cannon"

⁴⁶ インターネットを活用して共同でソフトウェアを開発するためのサービス

⁴⁷ 人民解放軍

⁴⁸ 第5世代移動通信システム

ット等の監視システムであり、2014年にはソーシャル・メディアもその監 視対象に含まれるようになった。

7 おわりに

本稿では、サイバー戦の一環としてのサプライチェーン・リスクをとりあげた。 第2節ではサプライチェーン・リスクの具体例をハードウェア、携帯電話及びソフトウェアに分類して列挙するとともに、諸外国の規制について示した。第3節ではサプライチェーン・リスクの定義、不正な機能の追加手法及び全体像について説明した。第4節ではサプライチェーン・リスクの技術的な対策手法とその困難性について述べ、第5節では現実的な対策である管理体制の確認と多層防御について示し、最後にサプライチェーンの集大成とも言える大規模な監視システムの概要について述べた。

本稿で具体例を示したように、サイバーセキュリティの文脈におけるサプライ チェーン・リスクはもはや現実のものであり、その脅威は顕在化していると言え る。サイバー戦の特性を考慮すると、これらの顕在化している脅威は氷山の一角 である可能性が高く、さらに多くの製品にバックドアが仕込まれている可能性は 否定できない。スノーデン氏に暴露されなければ、米国製のネットワーク機器等 に仕込まれたバックドアの発見はさらに遅れるか、あるいは発見されなかった可 能性すらある。また、脆弱性は故意に作成したり、発見したとしても故意に放置 したりすることにより、バックドアとして利用することができる場合もある。こ のようなバックドアとして利用することができる脆弱性は、故意に作成されたの か否かの判断が難しい。それに加え、IoT機器の急速な普及に伴い、サプライ チェーン・リスクの範囲もあらゆる電子機器に対象が拡がっている。そのため、 あらゆる電子機器の製造に関与する業者等が、サイバーセキュリティの問題に直 面するようになってきている。しかしながら、電子機器の製造に関与する業者等 の当事者意識は低く、意図せず脆弱性のある製品を製造してしまう例は珍しくな い。また、脆弱性があることを指摘されたとしても、サイバーセキュリティに関 する知識不足のためその指摘内容が理解できず、脆弱性が修正されずに放置され てしまう場合すらある。あるいは、その業者に悪意があり、意図的に脆弱性を修 正しない可能性も考えられる。このように、サプライチェーン・リスクの問題は 根が深いだけでなく、その対象範囲も大幅に拡大している。そのため、すべての 人々が当事者意識を持ち、その脅威を十分に認識するとともに、現実的な対策を 確実に実施することが重要である。